





令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	R2. 10. 2	R2. 10. 9	○（東京都新宿区○丁目○-○）に係る最新の消防用設備等点検結果報告書一式					●											(不存在)当該公文書は3年保存の公文書であるため、平成30年度に廃棄済みであり、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
15	R2. 9. 28	R2. 10. 12	(1) デジタル（260MHz帯）無線機データ（救急） (2) デジタル（260MHz帯）無線機データ（消防）	32		●												●	(6号)消防業務の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁総務部情報通信課
16	R2. 9. 28	R2. 10. 12	(1) 携帯無線機（150MHz帯）データ (2) 携帯無線機（260MHz帯）データ (3) 携帯無線機（400MHz帯）データ (4) 汎用無線機（400MHz帯）データ	89		●												●	(6号)消防業務の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁総務部情報通信課
17	R2. 10. 9	R2. 10. 12	○（東京都練馬区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成30年5月16日30光予（報）第134号）	9	●															東京消防庁予防部査察課
18	R2. 10. 8	R2. 10. 12	○（○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（平成27年7月22日交付）	2	●															東京消防庁予防部査察課
19	R2. 9. 30	R2. 10. 14	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和47年12月12日芝予（収）第319号）のうち、案内図、配置図、求積表、仕上表、床面積表及び平面図	16	●															東京消防庁予防部予防課
20	R2. 9. 30	R2. 10. 14	防火対象物使用（変更）届出書その1（平成元年10月20日芝予（使）第3932号）のうち、案内図、配置図、敷地図、及び平面図	4	●													●	(4号)図面の一部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
21	R2.10.2	R2.10.14	1 消防用設備等設置届出書（平成8年10月11日品予（設）第957号）のうち、別記様式第1号の2の3及び平面図 2 消防用設備等設置届出書（平成8年10月9日品予（設）第946号）のうち、別記様式第1号の2の3及び平面図 3 検査結果書（平成8年10月17日交付品予（設）第957号） 4 検査結果書（平成8年10月17日交付品予（設）第946号）	32	●															東京消防庁予防部予防課
22	R2.10.7	R2.10.14	消防用設備等着工届出書（平成13年12月27日13立予（着）第185号）のうち、別記様式第1号の7、様式第1号及び屋内消火栓配管系統図	3	●															東京消防庁予防部予防課
23	R2.9.4	R2.10.14	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和63年1月21日狛予（使）第2号）のうち、図面一式	22	●															東京消防庁予防部予防課
24	R2.10.2	R2.10.14	平成31年3月31日午前2時59分覚知、世田谷区北沢〇ー〇ー〇で発生した危険排除に係る消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び第36号）及び小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号）	3		●					●									東京消防庁警防部特殊災害課  （2号）氏名、年齢、性別、職業、部屋番号及び電話番号の情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、現場の状況は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
25	R2.10.2	R2.10.15	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和41年4月20日浅予（収）第37号）のうち、平面図	22		●					●	●								東京消防庁予防部予防課  （2号）住戸の情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため （4号）住戸の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため （4号）共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため
26	R2.10.2	R2.10.15	〇（東京都台東区〇丁目〇番〇号）に係る立面図					●												（不存在）実施機関に届出されていないため、実施機関では取得しておらず、存在しない。 東京消防庁予防部予防課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
27	R2.10.2	R2.10.15	1 消防用設備等設置届出書（昭和59年4月5日四予（設）第1132号）のうち、別記様式第1号の2の3の2、系統図及び平面図 2 消防用設備等設置届出書（平成16年1月23日16四予（設）第489号）のうち、別記様式第1号の2の3の2、系統図及び平面図 3 消防用設備等設置届出書（平成9年6月16日四予（設）第300号）のうち、別記様式第1号の2の3及び平面図 4 消防用設備等設置届出書（平成9年6月16日四予（設）第301号）のうち、別記様式第1号の2の3及び平面図	23		●													(4号) 共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
28	R2.10.7	R2.10.19	1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成19年4月20日19芝三（設）第7号） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成19年4月20日19芝三（設）第8号） 3 検査結果書（平成19年4月23日検査19芝三（設）第7号） 4 検査結果書（平成19年4月23日検査19芝三（設）第8号） 5 防火対象物使用開始届出書（平成19年4月16日芝消防署三田出張所受付）	19	●															東京消防庁予防部予防課
29	R2.10.7	R2.10.19	○（東京都港区○丁目○番○号）平成19年頃改修工事に係る防火対象物工事等計画書																(不存在)実施機関に届出されていないため、実施機関では取得しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部予防課
30	R2.10.12	R2.10.19	工事整備対象設備等着工届出書（平成24年2月10日23平予（着）第173号）のうち、配管系統図及び平面図	3	●															東京消防庁予防部予防課
31	R2.10.9	R2.10.19	○（東京都調布市○丁目○番○号）に係る最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書一式																(不存在)当該公文書は1年保存の公文書であるため、今年度に廃棄済みであり、存在しない。	東京消防庁予防部査察課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
32	R2. 10. 14	R2. 10. 21	電気設備設置（変更）届出書（平成3年1月23日練予（電）第2045号）のうち、第5号様式、結線図、外形図及び内部配置図	4	●																東京消防庁予防部予防課
33	R2. 10. 13	R2. 10. 21	○（中野区○-○-○）の最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●												(不存在)当該公文書は3年保存の公文書であるため、平成26年度に廃棄済みであり、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
34	R2. 10. 19	R2. 10. 22	○（東京都武蔵野市○丁目○番○号）のマンション部分に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成17年6月10日17武予（防）第126号）、消防計画作成（変更）届出書一式（平成26年5月2日26武予（防）第118号）	7	●																東京消防庁予防部防火管理課
35	R2. 10. 12	R2. 10. 23	○（東京都世田谷区○丁目○番○号（旧名称○））に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成21年9月30日21成予（防）第437号）	10		●							●							(4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
36	R2. 10. 12	R2. 10. 23	○（東京都世田谷区○丁目○番○号（旧名称○））に係る防火管理者選任（解任）届出書一式（平成21年9月30日21成予（防）第436号）	11	●																東京消防庁予防部防火管理課
37	R2. 10. 19	R2. 10. 23	1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成20年11月12日19品予（設）第699号）のうち、別記様式第1号の2の3及び1階平面図 2 工事整備対象設備等着工届出書（平成27年7月7日27品予（着）第219号）のうち、別記様式第1号の7及び1階平面図	4		●							●							(4号)共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課



令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
38	R2. 10. 15	R2. 10. 23	○（北区○丁目○番○号・○号・○号・○号）に係る平成30年以降の消防設備等点検結果報告書					●										(不存在)当該公文書は、平成30年以降届出の事実がなく、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
39	R2. 10. 13	R2. 10. 23	防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年9月12日中予（使）第913号）のうち、平面図、立面図及び配置図	8	●								●					(4号)共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
40	R2. 10. 21	R2. 10. 26	○（東京都足立区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和2年6月2日2足予（報）第808号）	22	●														東京消防庁予防部査察課
41	R2. 10. 26	R2. 10. 27	○（東京都中野区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和元年11月15日31野予（報）第808号）	15	●														東京消防庁予防部査察課
42	R2. 10. 15	R2. 10. 28	1 防火対象物使用届出書その1（平成4年2月15日杉予（使）第2059号）のうち、平面図及び立面図 2 消防用設備等設置届出書（平成4年2月28日杉予（設）第256号）のうち、別記様式第1号の2の3の2 3 消防用設備等設置届出書（平成4年2月28日杉予（設）第257号）のうち、別記様式第1号の2の3の2 4 消防用設備等設置届出書（平成4年2月28日杉予（設）第258号）のうち、別記様式第1号の2の3の2	22	●								●	●				(2号)氏名及び個人の住所の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (2号)住戸の情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (4号)住戸の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (4号)印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため (4号)共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号			
43	R2. 10. 15	R2. 10. 28	1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月14日28荻予（設）第362号）一式 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成29年12月13日28荻予（設）第357号）一式	30		●															(2号) 氏名及び個人の住所の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (2号) 印影による氏名の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (4号) 印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため (4号) 共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課	
44	R2. 10. 19	R2. 10. 28	防火対象物使用（変更）届出書その1（平成13年2月21日12麴予（使）第345号）のうち、8階平面図及び断面図	12		●															(2号) 氏名及び個人の住所の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (2号) 印影による氏名の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (4号) 印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため (4号) 共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課	
45	R2. 10. 23	R2. 10. 28	消防用設備等設置届出書（昭和61年2月19日清予（設）第19号）のうち、設備系統図及び1階平面図	4		●																	東京消防庁予防部予防課
46	R2. 10. 22	R2. 10. 30	〇（東京都江東区〇丁目〇番〇号〇）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成31年2月7日30城予（防）第1084号）	55		●																	東京消防庁予防部防火管理課
47	R2. 9. 8	R2. 10. 1	火災調査書類（令和2年7月8日2大予（調）第1号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）	7		●																(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号) 関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課



令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
48	R2. 8. 20	R2. 10. 19	令和2年8月4日15時55分頃荒川区町屋〇丁目〇番付近で発生した火災に係る、火災調査のために撮影した、火元を中心とした建物のり災状況がわかる写真で署共有フォルダに保存されているもの	20	●					●									(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁予防部調査課
49	R2. 8. 21	R2. 10. 20	火災調査書類（令和2年6月23日2光予（調）第6号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）、火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号）、現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号）、質問調書（様式第19号及び様式第26号）、出火建物・避難状況等調書（様式第21号及び様式第26号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）	76	●					●	●		●					(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (4号) 公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (6号) 関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課	
50	R2. 8. 24	R2. 10. 23	火災調査書類（平成29年9月25日28府予（調）第21号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）、火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号）、現場見分調書（様式第18号及び様式第26号）、質問調書（様式第19号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号）、延焼状況等調書（様式第20号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）	102	●					●			●					(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号) 関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課	
51	R2. 10. 12	R2. 10. 26	火災調査書類（平成13年12月21日13豊巢（調）第11号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）	2	●					●			●					(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号) 関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課	
52	R2. 8. 31	R2. 10. 29	火災調査書類（令和2年8月28日2金予（調）第4号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）、出火原因判定書（様式第16号及び様式第26号）、火災出場時における見分調書（様式第17号及び様式第26号）、現場見分調書（1）第1回（様式第18号及び様式第26号）、現場見分調書（1）第2回（様式第18号及び様式第26号）、鑑識見分調書第1回（様式第18号及び様式第26号）、鑑識見分調書第2回（様式第18号及び様式第26号）、現場質問調書（様式第19号）、現場質問調書第1回（様式第19号）、現場質問調書第2回（様式第19号）、出火建物避難状況等調書（様式第21号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）、建物・収容物損害調査書（様式第23号）、死傷者調査書（様式第25号）	161	●					●	●		●					(2号) 関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (4号) 公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (6号) 関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課	

令和2年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
53	R2.10.19	R2.10.29	火災調査書類（令和2年9月30日2所予（調）第5号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）	2		●														<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため                      （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため</p>	東京消防庁予防部調査課



